

奈良県土木技術職員修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第七十七号

奈良県土木技術職員修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県土木技術職員修学資金貸与条例（令和六年三月奈良県条例第五十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第二条** この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(貸与の申請手続)

**第三条** 条例第三条第一項に規定する申請をしようとする者は、修学資金貸与申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の修学資金貸与申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 保証人となる者の保証書（第二号様式）
- 二 前項の申請をしようとする者の住民票
- 三 その他知事が必要と認める書類

(保証人)

**第四条** 条例第四条第一項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者が立てなければならない保証人（以下「保証人」という。）は、一名とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。

2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者であるときは、保証人は、その法定代理人でなければならない。

(貸与の決定通知)

**第五条** 知事は、第三条第一項の規定による修学資金貸与申請書の提出があつたときは、審査及び試問のうえ、貸与を適当と認めるときは、修学資金貸与決定通知書（第三号様式）によりその旨を当該申請者に対し通知するものとする。

(貸与申請書の提出期限等)

**第六条** 第三条第一項の修学資金貸与申請書の提出期限及び試問の実施に関する必要な事項は、毎年、知事が定める。

(借用証書)

**第七条** 修学生は、条例第三条第二項の規定により修学資金の貸与を受けようとするときは、その都度、借用証書(第四号様式)を知事に提出しなければならない。

(貸与の休止又は打切りの通知)

**第八条** 知事は、条例第五条の規定により修学資金の貸与を行わないとき又は条例第六条の規定により修学資金の貸与を打ち切るときは、その旨を修学生に通知するものとする。

(返還債務の免除の申請手続)

**第九条** 条例第七条又は第八条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、返還免除申請書(第五号様式)に免除を受けようとする事由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

(返還免除の事由)

**第十条** 条例第七条第二項に規定する規則で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業をしている場合
- 二 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をしている場合
- 三 地方公務員法第二十八条第二項の規定による休職(公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第二項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第二十八条第二項第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職を除く。)をしている場合
- 四 地方公務員法第二十九条の規定による停職をしている場合
- 五 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事している場合又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書の規定により労働組合の業務に専ら従事している場合

六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条第一項の規定による育児休業をしている場合

七 前号に掲げるもののほか、知事が定める特別の事情

(返還免除の事由)

**第十一条** 条例第八条第一項第二号に規定する規則で定める災害又は疾病の程度は、次のとおりとする。

災害	住居又は家財に二分の一以上の損害を与えるもの
疾病	身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働に著しい制限を加える障害を残すもの

(返還の方法)

**第十二条** 条例第九条の規定による修学資金の返還は、最長半年賦（月を単位とする。

）の均等払によるものとする。ただし、返還債務を繰上返還することを妨げない。

(分割返還明細書)

**第十三条** 条例第九条各号に掲げる事由が生じたことにより修学資金を返還しなければならない者は、直ちに分割返還明細書（第六号様式）を知事に提出しなければならない。  
い。

(返還債務の履行猶予の申請手続)

**第十四条** 条例第十条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、履行猶予申請書（第七号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十条の規定により修学資金の返還債務の履行を猶予された者は、当該猶予された理由が消滅したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(届出)

**第十五条** 修学生は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 休学し、若しくは停学の処分を受け、又は復学したとき。
- 四 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は保証人が死亡したとき若しくは破産手続開始の決定を受けたとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、前項第一号又は第四号に該当する場合には、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。

3 保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、直ちに死亡届（第八号様式）にその事実を証明する書類で知事が別に定めるものを添えて知事に提出しなければならない。ただし、第九条の規定により返還債務の免除の申請を行ったとき及び貸与を受けた修学資金に係る返還債務が消滅したときは、この限りでない。  
(その他)

**第十六条** この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

修学資金貸与申請書

住 所	電話番号	
氏名及び 生年月日	年 月 日生	
土木に 関する 学校等	名 称 (学科・専攻)	
	所 在 地	
	入学及び卒業 見込年月	年 月 入学 年 月 卒業見込 (所属する学年 )
貸与を受けようとする 修学資金の額	総額 円 (月額 円)	
貸与を受けようとする 期 間	年 月から 年 月まで	
保証人	住 所	電話番号
	氏名及び 生年月日	年 月 日生
	本人との続柄	
既に受けた奈良県土木 技術職員修学資金の有無	1. 有 (貸与期間 ~ 、貸与決定番号 ) 2. 無	

奈良県土木技術職員修学資金の貸与を受けたいので、申請します。

なお、貸与を受けることとなったうへは、奈良県土木技術職員修学資金貸与条例（令和年 月奈良県条例第 号）及び奈良県土木技術職員修学資金貸与条例施行規則（令和年 月奈良県規則第 号）の条項を守ることはもちろん、土木に関する学校等を卒業後直ちに県土木技術職員になること、また県土木技術職員となった日から起算して引き続き10年間在職することを誓います。また、保証人に対する請求は、本人に対しても効力を生ずることを奈良県知事と合意します。

年 月 日

奈良県知事 殿

本 人

印

法定代理人

印

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。

第2号様式（第3条関係）

保 証 書

住 所  
本 人  
氏 名

上記の者が貸与を受ける奈良県土木技術職員修学資金について本人と連帯して  
債務を負担します。

年 月 日

奈良県知事 殿

住 所  
保証人 ふりがな  
氏 名

印

注 申請者が未成年者の場合、保証人は申請者の法定代理人であること。  
保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

第3号様式（第5条関係）

奈良県土木技術職員修学資金  
貸与決定通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

奈良県知事 印

年 月 日付けで申請のありました奈良県土木技術職員修学資金については、下記のとおり貸与することに決定しましたので通知します。

1 貸与決定番号

2 貸与金額 円（月額 円）

3 貸与期間 年 月から 年 月まで

第4号様式（第7条関係）

借 用 証 書

金 円

（奈良県土木技術職員修学資金 年 月分～ 年 月分）

上記のとおり借用します。

年 月 日

奈良県知事 殿

貸与決定番号

住 所

氏 名 印

法定代理人住所

法定代理人氏名 印

注 申請者が未成年者の場合は、法定代理人も署名押印すること。

第5号様式 (第9条関係)

返 還 免 除 申 請 書		
奈良県知事 殿		年 月 日
貸与決定番号 住 所  氏 名		
奈良県土木技術職員修学資金貸与条例		の規定に基づき、下記
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">                     第7条第1号                      第7条第2号                      第8条第1号                      第8条第2号                 </div> <sup>※1</sup>		
のとおりに奈良県土木技術職員修学資金の返還債務の免除を申請します。		
1 貸与を受けた 修学資金の額	円	年 月から 年 月まで
2 返還免除を受けよう とする金額	円	年 月から 年 月まで
3 現在までに返還した金額 (※2)	円	
4 返還すべき金額 (※3)	円	
5 土木に関する学校等の 名称及び卒業年月日	名 称 (学科・専攻)	
	卒 業 年 月 日	年 月 日
6 在職した機関の 名称及び期間	在職した機関の名称	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日から 年 月 日まで
7 在職期間の計算に算入 しない事由及び期間	事 由	期 間
		年 月 日から 年 月 日まで

※1 いずれかに○印をつけること。  
 ※2 条例第8号第2号の規定に基づく場合、記入すること。  
 ※3 条例第8号第1号の規定に基づく場合、記入すること。

第6号様式（第13条関係）

分割返還明細書

年 月 日

奈良県知事 殿

貸与決定番号  
住 所

氏 名 印  
電 話 番 号

奈良県土木技術職員修学資金貸与条例第9条の規定により、貸与を受けた修学資金を下記の計画に基づき滞りなく返還します。

万一、修学資金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず、返還未済の全額に対する一括返還の請求を受けても異議を申しません。

1 返還すべき金額	円	
2 返還予定期間	年 月から 年 月まで	
3 返 還 方 法	返 還 方 法	
	返 還 予 定 日	
	1 回 の 返 還 額	円
4 保 証 人	住 所	
	氏 名	印
5 備 考		

注 返還の方法は、最長半年賦とし、月を単位とします。

第7号様式（第14条関係）

履 行 猶 予 申 請 書

年 月 日

奈良県知事 殿

貸与決定番号  
住 所

氏 名  
電 話 番 号

下記のとおり奈良県土木技術職員修学資金の返還の履行猶予を受けたいので申請します。

1 分割返還明細書に記載した返還すべき金額	円
2 現在までに返還した金額	円
3 返還猶予申請金額	円
4 返還猶予を受けようとする期間	年 月まで
5 猶予を受けようとする理由	由

第8号様式（第15条関係）

<p>死 亡 届</p> <p>年 月 日</p> <p>奈良県知事 殿</p> <p>保証人住所</p> <p>保証人氏名</p> <p>奈良県土木技術職員修学資金貸与条例施行規則第15条の規定により下記のとおり届けます。</p> <p>記</p>	
本人氏名	
貸与決定番号	
住 所	
死亡年月日	年 月 日
死亡の理由 (診断書等添付)	